

「保育の必要性」の認定要件等

		認定要件	添付書類	
1	就労	児童の保護者が家庭の内外で仕事（就労時間が1か月48時間以上）をしているため、児童の保育ができない場合	・勤務している方	就労証明書（所定様式） 復職証明書（所定様式）
			・自営業などの方	自営業申立書（所定様式） 農業申立書（所定様式）
			・勤務内定している方	就職内定証明書（所定様式）
2	母親の妊娠・出産	母親が妊娠中であるか又は出産後間もない状態にあるため、児童の保育ができない場合 ※出産予定日の2か月前の日の属する月の初日から予定日の2か月後の日の属する月の末日まで（最長5か月間）を保育の期間とします。	母子手帳の写し（表紙及び予定日の記載部分）	
3	保護者の疾病・障害	保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有しているため、児童の保育ができない場合	診断書、身体障害者手帳、療育手帳等の写し など	
4	同居親族等の介護・看護	保護者が同居の親族（長期入院している親族を含む）を常時介護又は看護するため、児童の保育ができない場合	介護申立書（所定様式）と診断書等、介護が必要であることを証明するもの	
5	災害復旧	保護者が震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっているため、児童の保育ができない場合	災害復旧に当たっていることを証明する書類	
6	求職活動	求職中 保護者が求職活動（起業準備含む）をしているため、児童の保育ができない場合 ※求職の場合、求職期間は1か月です。	就労予定申立書（所定様式） ※仕事が決まれば就労証明書を提出してください。	
7	就学	保護者が専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設（職業訓練校等における職業訓練を含む）に在学しているため、児童の保育ができない場合	在学証明書とカリキュラム	
8	虐待	保護者が児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められた場合		
9	配偶者からの暴力等	配偶者からの暴力により児童の保育ができない場合		
10	育児休業中	育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて、継続利用を必要とする場合	就労証明書（所定様式） ※育児休業の期間を明記してください。	
11	その他	上記に掲げるもののほか、市が認める事由に該当する場合	保育ができないことを証明する書類	

※添付書類については、上記のほかにも必要に応じ提出を求めています。

※所定様式については、子育て推進課窓口のほか、海南省ホームページからダウンロードできます。